

飲食店の時短営業等により 影響を受けた事業者に一時金を支給します

対象

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や
不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、
売上が減少した中堅・中小事業者

要件

緊急事態宣言の再発令に伴い、

① 緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること

農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に
提供される財・サービスの供給者を想定しています。

または、

② 緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛
による直接的な影響を受けたこと

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の
影響を受けた者を想定しています。

により、本年1～3月のいずれかの月の売上が
対前年比（または対前々年比）▲50%以上減少していること。

支給額

法人 最大60万円
個人事業者等 最大30万円

算出方法： 前年（または前々年）1～3月の事業収入
－（前年（または前々年）同月比▲50%以上の月の事業収入×3）

申請方法等の詳細は、決まり次第、
経産省HP等でお知らせいたします。
（3月上旬に、電子申請での受付開始予定）

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援 (中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2 / 3

卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2 / 3

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 100万円～8,000万円
補助率 1 / 2 (4,000万円超は 1 / 3)

グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1 / 2

**グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

緊急事態宣言特別枠

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数 5人以下	100万円～500万円	補助率	中小企業 3 / 4
	従業員数 6～20人	100万円～1,000万円		中堅企業 2 / 3
	従業員数 21人以上	100万円～1,500万円		

令和2年度3次補正予算【3月に公募開始予定】

※今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

飲食業

居酒屋経営

➡オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

飲食業

レストラン経営

➡店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。

飲食業

弁当販売

➡新規に高齢者向けの食宅宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

小売業

衣服販売業

➡衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

小売業

ガソリン販売

➡新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

➡室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

サービス業

高齢者向けデイサービス

➡一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

➡半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

運輸業

タクシー事業

➡新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

製造業

航空機部品製造

➡ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

製造業

伝統工芸品製造

➡百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

➡和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

土木造成・造園

➡自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

➡映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

※公募開始は3月となる見込みです。

※**jGrants（電子申請システム）**での申請受付を予定しています。**GビズIDプライムの発行に2～3週間かかります**ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。➡ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。➡ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

担当課 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
03-3501-1816



詳細はこちら
（経済産業省HP）



生産性向上を目指す皆様へ

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら

生産性の向上を図る企業を応援します

(中小企業生産性革命推進事業)

感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、
テレワーク等に対応したITツールの導入等を支援します！

ものづくり補助金

通常枠 補助上限 1,000万円 補助率 1/2 (小規模 2/3)

低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限 1,000万円 補助率 2/3

* 対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築等。

持続化補助金

通常枠 補助上限 50万円 補助率 2/3

低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限 100万円 補助率 3/4

* ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援。
補助金総額の1/4以内(最大25万円)を感染防止対策費(消毒液購入費、換気設備導入費等)に充てることができる(※)。

※ 緊急事態宣言の再発令に伴い特別措置を講じます。

緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が
対前年又は前々年の同月比で30%以上減少している場合

→感染防止対策費を補助金総額の1/2以内(最大50万円)に引き上げ。

IT導入補助金

通常枠 補助上限 450万円 補助率 1/2

低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限 450万円(※) 補助率 2/3

※テレワーク対応類型は150万円

* 複数の業務プロセス(販売管理と労務など)を非対面化し、一層の生産性向上を図る
ITツールの導入や、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入。

令和2年度3次補正予算において措置

(今後事業内容が変更等される場合があります。)

中小企業生産性革命推進事業の活用イメージ

ものづくり補助金

通常枠

- ・複数形状の餃子を製造可能な**餃子全自動製造機**を開発。
- ・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の**製造機械**を新たに導入。

低感染リスク型ビジネス枠

- ・AI・IoT等の技術を活用した**遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発**（部品開発を含む）、**オンラインビジネス**への転換。

担当課：中小企業庁 技術・経営革新課（03-3501-1816）

持続化補助金

通常枠

- ・宿泊・飲食事業等を行う旅館にて、**外国語版Webサイトや営業ツール**を作成。
- ・飲食業がそば粉の前処理の安定化、時間短縮化を図るため、そば粉の製粉に使用する**機械を一新**。

低感染リスク型ビジネス枠

- ・飲食業が、大部屋を個室にするための**間仕切りの設置**を行い、**予約制とするためのシステム**を導入。
- ・旅館業が宿泊者のみに提供していた料理を**テイクアウト可能にするための商品開発**を実施。

※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠のみで対象となる。

担当課：中小企業庁 小規模企業振興課（03-3501-2036）

IT導入補助金

通常枠

- ・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した**会計ソフト**を導入。
- ・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、**勤怠管理ツール**を導入。

低感染リスク型ビジネス枠

- ・顧客対応や決済業務における顧客と従業員の間の接触機会を低減し、より効率的に実施できるような**「遠隔注文ツール」、「キャッシュレス決済ツール」、「会計管理ツール」**の同時導入。

担当課：商務・情報サービスG サービス政策課（03-3580-3922）

※**ものづくり補助金**と**持続化補助金**は、**jGrants（電子申請システム）**での申請受付を予定しております。**GビズIDプライム**の発行には**2～3週間ほど時間がかかります**ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。<https://www.jgrants-portal.go.jp/>



中小企業生産性革命推進事業については、中小機構の生産性革命推進事業ポータルサイトをご覧ください。
<https://seisansei.smrj.go.jp/>

